

書類 番号	4
----------	---

区連会 4 月 定例会 資料
令和 7 年 4 月 21 日
南 消 防 署

自治会町内会長 様
地区連合自治会町内会長 様

南 消 防 署 長

令和 7 年度初期消火器具整備費補助事業について

春陽の候 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

平素は、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消防局では、平成 26 年度から自治会・町内会が初期消火器具を設置又は更新する費用の一部を補助する事業を行っています。

令和 7 年度からは、火災の延焼危険性の高い重点対策地域に対する新規設置費用が 9 割補助に拡充されています。

つきましては、自治会・町内会の初期消火器具の状況を御確認していただき、特に大地震発生時に被害が集中すると想定されている地域においては、積極的に初期消火器具の設置又は、更新を検討していただきますようお願いいたします。

併せて、既に初期消火器具等を設置している自治会・町内会の皆様には、取り扱い訓練を実施していただくようお願い申し上げます。

南消防署総務・予防課予防係
担当 宮地、女部田(おなぶた)、岩田
電話・FAX 045-253-0119
E-mail sy-minamiyobo@city.yokohama.lg.jp

初期消火器具設置費用の一部補助について【情報提供】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 定例会等でご検討いただき、申請する場合は南消防署にご相談の上、申請を行ってください。
単位会長あて資料を送付します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）から9月30日（火）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、南消防署に御提出をお願い致します。

※申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



裏 面 あ り

5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の設置費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加します。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
②	初期消火器具の一部更新設置の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合</u>	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

※申請要件や書類等のお問い合わせは、南消防署へご連絡ください。

南消防署総務・予防課予防係
担当 宮地、女部田(おなぶた)、岩田
電話・FAX 045-253-0119
E-mail sy-minamiyobo@city.yokohama.lg.jp